

# 令和6年度 こくぶんじ身近な生きもののさがし 春・夏編(見つかった生きもの)

## 【5月報告】



▲ヘビイチゴ  
撮影場所: 泉町二丁目



▲ニホンヤモリ  
撮影場所: 戸倉一丁目  
(東京都レッドリスト: 留意種)



▲カラスビシャク  
撮影場所: 戸倉一丁目

## 【6月報告】



◀アブラゼミ  
撮影場所: 西恋ヶ窪一丁目



▲ガビチョウ  
撮影場所: 西恋ヶ窪一丁目  
(重点対策外来種)

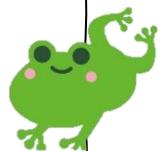


▲ヒガシニホントカゲ  
撮影場所: 戸倉四丁目  
(東京都レッドリスト: VU)



▲ネジバナ  
撮影場所: 西恋ヶ窪一丁目

▶ツマグロヒョウモン  
撮影場所: 西恋ヶ窪一丁目



## 【7月報告】



▲コガネムシ  
撮影場所:戸倉一丁目



▲ハシボトガラス  
撮影場所:本町四丁目



▲ツマグロヒヨウモン  
撮影場所:戸倉四丁目

## 【8月報告】



▲ツユクサ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目

▼モンシロチョウ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目



▼ヤマトシジミ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目



◀マメコガネ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目



▼カルガモ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目



## 【9月報告】



▲ヒガンバナ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目



▲ハグロトンボ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目  
(東京都レッドリスト:ランク外)



▲コカマキリ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目



▲オンブバッタ  
撮影場所:西恋ヶ窪一丁目

## 【10月報告】

▼ナミアゲハ  
撮影場所:泉町二丁目



▲ニホンヤモリ  
撮影場所:戸倉四丁目  
(東京都レッドリスト:留意種)

【希少種、外来種のカテゴリー概念】

● 希少種のカテゴリー概念(国RL及び都RL[レッドリスト])

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅	EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅	EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの
留意種	*	東京都が定める基準 現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、次の理由(選定理由①～⑥)のいずれかにより容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの <選定理由> ① 生息・生育環境が減少もしくは悪化することで、個体数が減少するおそれがある。 ② 生息地の限定もしくは分断による個体群の縮小あるいは孤立化により、個体数が減少するおそれがある。 ③ 人為的な環境配慮により個体群が維持されているが、人為的な環境配慮が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ④ 外来種の影響により、個体数が減少するおそれがある。 ⑤ 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている種であり、これら特殊な環境が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ⑥ かつて悪化していた環境の回復にともない個体群規模が戻ったが、その状況は不安定であり、環境が変化すれば個体数が減少するおそれがある。
ランク外(都RLのみ)	○	当該地域で生育・生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの
データ無し(都RLのみ)	—	当該地域において生育・生息している(していた)可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布(都RLのみ)	・	生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。但し、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域でないと判断される場合は、非分布として扱った

● 外来種のカテゴリー概念(生態系被害防止外来種リスト)

カテゴリー名称	概念
(1)定着を予防する外来種 (定着予防外来種)	国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。
(i)侵入予防外来種	国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。
(ii)その他の定着予防外来種	侵入の情報はあがるが、定着は確認されていない種。
(2)総合的に対策が必要な外来種 (総合対策外来種)	国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
(i)緊急対策外来種	国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
(ii)重点対策外来種	「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方(※)に基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。
(iii)その他の総合対策外来種	総合対策外来種のうち、緊急対策外来種、重点対策外来種に該当しないもの。
(3)適切な管理が必要な産業上重要な外来種 (産業管理外来種)	産業又は公益的役割において重要であり、代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用に当たっては種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。

(※)緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方:

(被害の深刻度に関する基準)

- ① 生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ② 生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③ 絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④ 人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす(対策の実効性、実行可能性)

防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。